

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年10月22日(2009.10.22)

【公表番号】特表2009-508406(P2009-508406A)

【公表日】平成21年2月26日(2009.2.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-008

【出願番号】特願2008-530150(P2008-530150)

【国際特許分類】

H 04 L 9/32 (2006.01)

G 09 C 1/00 (2006.01)

G 06 F 21/24 (2006.01)

【F I】

H 04 L 9/00 6 7 5 B

G 09 C 1/00 6 4 0 D

G 06 F 12/14 5 6 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年9月2日(2009.9.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

デジタル署名ワークフローを実施するコンピューティングデバイスにより、発行ユーザが文書の本体部をコンテンツでポピュレートすることを可能にするステップ、及び

前記コンピューティングデバイスにより、前記発行ユーザが前記文書の関連付けられるデジタル署名定義部を、少なくとも1つの要求される消費ユーザの名前、及び、該要求される消費ユーザのデジタル署名に関連付けられる少なくとも1つの条件でポピュレートすることを許可するステップ

を含む、方法。

【請求項2】

請求項1に記載の方法において、前記許可するステップは、前記発行ユーザが、前記文書の前記本体部に関連して前記デジタル署名定義部が前記消費ユーザに提示される場所を指定することを許可するステップを含む、方法。

【請求項3】

請求項1に記載の方法において、前記許可するステップは、前記要求される消費ユーザの名前及び前記少なくとも1つの条件を、前記本体部に関連付けられるデジタル署名定義部コンポーネントにメタデータとして記憶するステップを含む、方法。

【請求項4】

請求項3に記載の方法において、前記デジタル署名定義コンポーネントは、デジタル署名に関する文書データの識別可能なロケーションを提供する、方法。

【請求項5】

請求項1に記載の方法において、前記許可するステップは、前記発行ユーザが前記少なくとも1つの条件を選択できる、条件のドロップダウンリストを提供するステップを含む、方法。

【請求項6】

請求項1に記載の方法において、前記可能にするステップ及び前記許可するステップの

後に、前記本体部が変更された場合に、前記発行ユーザのデジタル署名が無効にされるよう、前記コンピューティングデバイスにより、前記発行ユーザが前記文書にデジタル署名することを許可するステップをさらに含む、方法。

【請求項 7】

請求項 1 に記載の方法において、前記可能にするステップ及び前記許可するステップの後に、前記デジタル署名定義部の前記少なくとも 1 つの条件が変更された場合に、前記発行ユーザのデジタル署名が無効にされるよう、前記コンピューティングデバイスにより、前記発行ユーザが前記文書にデジタル署名することを許可するステップをさらに含む、方法。

【請求項 8】

請求項 1 に記載の方法において、前記可能にするステップ及び前記許可するステップの後に、前記デジタル署名定義部の前記少なくとも 1 つの条件が変更された場合、又は、前記本体部が変更された場合に、前記発行ユーザのデジタル署名が無効にされるよう、前記コンピューティングデバイスにより、前記発行ユーザが前記文書にデジタル署名することを許可するステップをさらに含む、方法。

【請求項 9】

プロセッサと、

文書の発行ユーザが該文書を少なくとも 1 つの要求される消費ユーザの名前でポピュレート可能にする、前記プロセッサにより実行される手段と、

前記発行ユーザが前記要求される消費ユーザのデジタル署名に関連付けられる少なくとも 1 つの条件を規定することを許可する、前記プロセッサにより実行される手段とを備える、システム。

【請求項 10】

請求項 9 に記載のシステムにおいて、前記可能にする手段及び前記許可する手段は、前記文書のデジタル署名定義コンポーネントに含まれるコンピュータ可読命令を含む、システム。

【請求項 11】

請求項 9 に記載のシステムにおいて、前記発行ユーザが、前記要求される消費ユーザの名前及び前記少なくとも 1 つの条件に関してデジタル署名することを許可する、前記プロセッサにより実行される手段をさらに備える、システム。

【請求項 12】

請求項 11 に記載のシステムにおいて、前記要求される消費ユーザの名前又は前記少なくとも 1 つの条件が変更された場合に、前記発行ユーザのデジタル署名を無効にする、前記プロセッサにより実行される手段をさらに備える、システム。

【請求項 13】

コンピュータ実行可能命令を備えるコンピュータ可読記録媒体であって、プロセッサにより実行されると、以下のステップ、即ち、

電子文書の本体部をコンテンツでポピュレートするステップ、

1 又は 2 以上の消費ユーザを定義して前記電子文書にデジタル署名するステップ、

前記 1 又は 2 以上の各消費ユーザのそれぞれのデジタル署名に関連付けられる 1 又は 2 以上の条件を定義するステップ、

前記電子文書のデジタル署名定義部を、前記 1 又は 2 以上の各消費ユーザのそれぞれの識別子、及び、前記 1 又は 2 以上の消費ユーザのそれぞれのデジタル署名に関連付けられる 1 又は 2 以上の条件でポピュレートするステップ、及び

前記電子文書を前記 1 又は 2 以上の各消費ユーザのそれぞれのコンピューティングデバイスに転送するステップ、

を含むステップを実行するコンピュータ実行可能命令を備えるコンピュータ可読記録媒体。

【請求項 14】

請求項 13 に記載のコンピュータ可読記録媒体において、前記電子文書は、コンテンツ

で前記電子文書の本体部をボピュレートする発行ユーザの署名を含む、コンピュータ可読記録媒体。

【請求項 15】

請求項 13に記載のコンピュータ可読記録媒体において、前記1又は2以上の消費ユーザのそれぞれのデジタル署名に関連付けられる前記1又は2以上の条件は、予め定義される、コンピュータ可読記録媒体。

【請求項 16】

請求項 13に記載のコンピュータ可読記録媒体において、前記1又は2以上の消費ユーザのそれぞれのデジタル署名に関連付けられる前記1又は2以上の条件は、発行ユーザにより定義される、コンピュータ可読記録媒体。

【請求項 17】

請求項 13に記載のコンピュータ可読記録媒体において、前記電子文書の第1頁は第1のデジタル署名定義部に関連付けられ、前記電子文書の第2頁は第2のデジタル署名定義部に関連付けられる、コンピュータ可読記録媒体。

【請求項 18】

請求項 17に記載のコンピュータ可読記録媒体において、前記第1のデジタル署名定義部に含まれる少なくとも1人の消費ユーザは、前記第2のデジタル署名定義部に含まれる少なくとも1人の消費ユーザとは異なる、コンピュータ可読記録媒体。

【請求項 19】

請求項 17に記載のコンピュータ可読記録媒体において、特定の消費ユーザが前記第1のデジタル署名定義部に関連付けられるとともに前記第2のデジタル署名定義部に関連付けられ、前記第1のデジタル署名定義部に関連して前記特定の消費ユーザのそれぞれのデジタル署名に関連付けられる1又は2以上の条件は、前記第2のデジタル署名定義部に関連して前記特定の消費ユーザのそれぞれのデジタル署名に関連付けられる1又は2以上の条件と異なるものである、コンピュータ可読記録媒体。

【請求項 20】

請求項 17に記載のコンピュータ可読記録媒体において、前記電子文書は、電子文書のパッケージの中の複数の電子文書の1つであり、前記複数の電子文書の各々は、それぞれのデジタル署名定義部の少なくとも1つと関連付けられる、コンピュータ可読記録媒体。